

グループホーム あずま野 利用料金表

基本的な費用（1割負担の場合）

月:30日

要介護度	介護保険自己負担金（1割）					家賃	食費	光熱水費	日計	月額利用料 (月:30日概算)	個々の状況に応じた加算
	基本	医療連携体制加算	サービス提供体制加算	認知症専門ケア加算	介護職員等処遇改善加算						
要支援2	761		22	3	146	1,000	1,230	400	3,562	106,860	+ 上記分の処遇改善加算・特定処遇改善加算
要介護度1	765	37	22	3	154	1,000	1,230	400	3,611	108,330	
要介護度2	801	37	22	3	161	1,000	1,230	400	3,654	109,620	
要介護度3	824	37	22	3	165	1,000	1,230	400	3,681	110,430	
要介護度4	841	37	22	3	168	1,000	1,230	400	3,701	111,030	
要介護度5	859	37	22	3	171	1,000	1,230	400	3,722	111,660	

基本的な費用（2割負担の場合）

月:30日

要介護度	介護保険自己負担金（2割）					家賃	食費	光熱水費	日計	月額利用料 (月:30日概算)	個々の状況に応じた加算
	基本	医療連携体制加算	サービス提供体制加算	認知症専門ケア加算	介護職員等処遇改善加算						
要支援2	1,522		44	6	292	1,000	1,230	400	4,494	134,820	+ 上記分の処遇改善加算・特定処遇改善加算
要介護度1	1,530	74	44	6	308	1,000	1,230	400	4,592	137,760	
要介護度2	1,602	74	44	6	321	1,000	1,230	400	4,677	140,310	
要介護度3	1,648	74	44	6	330	1,000	1,230	400	4,732	141,960	
要介護度4	1,682	74	44	6	336	1,000	1,230	400	4,772	143,160	
要介護度5	1,718	74	44	6	343	1,000	1,230	400	4,815	144,450	

基本的な費用（3割負担の場合）

月:30日

要介護度	介護保険自己負担金（3割）					家賃	食費	光熱水費	日計	月額利用料 (月:30日概算)	個々の状況に応じた加算
	基本	医療連携体制加算	サービス提供体制加算	認知症専門ケア加算	介護職員等処遇改善加算						
要支援2	2,283		66	9	439	1,000	1,230	400	5,427	162,810	+ 上記分の処遇改善加算・特定処遇改善加算
要介護度1	2,295	111	66	9	461	1,000	1,230	400	5,572	167,160	
要介護度2	2,403	111	66	9	482	1,000	1,230	400	5,701	171,030	
要介護度3	2,472	111	66	9	494	1,000	1,230	400	5,782	173,460	
要介護度4	2,523	111	66	9	504	1,000	1,230	400	5,843	175,290	
要介護度5	2,577	111	66	9	514	1,000	1,230	400	5,907	177,210	

- * 介護職員等処遇改善加算は月の介護報酬に対する18.6%加算(小数点以下四捨五入)になります。
また、個々の状況に応じた加算等で若干費用が異なります。
- * サービス提供体制強化加算は、前年の職員の状況により毎年変更することがあります。
- * 食費は一日単位でご請求させていただきます。
- * 日常生活費等は、別紙「日用品等取扱い内容」「往診費用の目安」における個人負担分をご請求させていただきます。

<別紙>

個々の状況に応じた加算等

加算項目	算定条件	単価(1割負担額)	
初期加算	利用を開始した日から30日間算定 また30日以上入院後に再入居した場合、再入居日から30日間算定	30円/日	
入院時費用	病院等へ入院し3ヶ月以内の退院が見込まれ、再入所体制を整えている場合、1月に6日を限度として算定 (入院中(入退院日を除く)の基本サービス費は算定しません)	246円/日	
退居時 相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅で居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用するされる場合、退居後の居宅サービスや地域密着型サービス、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスなどについて相談援助を行った場合に算定。 細かな基準がありますので、居宅へ戻るために退居される際に詳しくご説明いたします。	400円/日	
退居時 情報提供加算	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回限り算定する。	250円/回	
協力医療機関連携 加算	①入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ④協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。	協力医療機関が ①②④の場合 100円/月	
		①②④以外の 場合 40円/月	
口腔衛生 管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定	30円/月	
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に算定	120円/日	
科学的介護推進体 制加算	①入居者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入居者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40円/月	
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に、利用者又は家族の同意を得て、別に定める看取りの指針に基づき看取り介護を行った場合に算定(Ⅰ死亡日以前31日～45日以下、Ⅱ死亡日以前4日以上～30日以下、Ⅲ死亡日以前2日又は3日、Ⅳ死亡日)	I	72円/日
		II	144円/日
		III	680円/日
		IV	1280円/日
認知症専門ケア加 算	認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上のケースが入居者総数の半数以上、かつ認知症介護にかかる専門研修を修了した者が20人に1人以上配置し多職種が共同で介護を実施している場合に算定	I	3円/日
	Iの要件を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施していることや介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定している場合に算定	II	4円/日
認知症チームケア 推進加算	①事業所又は施設における利用者又は入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。 ③対象に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。	I	150円/月
	(I)の①、③及び④に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること	II	120円/月

サービス提供体制 強化加算	介護福祉士の資格を有する者の割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の 場合に算定	I	22円/日
	介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上の場合に算定	II	18円/日
	介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続 7年以上の職員が30%以上の場合に算定	III	6円/日
高齢者施設等感染 対策向上加算	①感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時 等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めると ともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定 期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	I	10円/月
	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内 で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	II	5円/月
新興感染症等施設 療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整 等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を 行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月1回、連続する5日を限度として算定す る。		240円/日

※ 2割、3割負担の場合は、それぞれ1割負担額の2倍、3倍の額になります。